

別表（第5条関係）

対象経費	最低基準等又は他に実施する補助事業等に定める職員配置を超えて配置する職員等の人件費 ※ただし、処遇改善等加算の認定を受けており、キャリアパス要件を満たしていること
	施設に要する管理費
	児童に要する事業費
	その他教育・保育の提供及び内容の充実、職員の処遇改善、保護者負担の軽減及び利便性の向上、運営事務等に要する経費
対象経費とならない経費等	教育・保育事業と直接関係しないもの
	当該保育所又は認定こども園の拠点・サービス区分からの支出ではないもの
	各種積立金 ※ただし、退職共済積立金等、当該会計年度において、当該保育所・認定こども園の運営事業者等とは別の事業者・団体等に対し、「実際に支出」を伴うものは対象とできる。
	交際費、交流会、親睦会、賞品・景品その他それらに類する福利厚生等にかかるもの
	飲食を伴う研修会等における飲食代・食材料費 ※ただし、研修内容が調理、栄養、食育等にかかるもので、その研修に必要な教材費となる場合は対象とできる。
	（特に整備補助等で）市3/4、事業者1/4のように、事業者負担分が設定されている補助金の当該事業者負担部分となる費用 ※ただし、総事業費が当該補助事業等の「補助基準額」を上回っており、かつ当該補助事業等とは切り離れた事業として契約・支払いが行われ、補助対象経費には含まれず処理された経費は対象とできる。
	借入金の返済（償還金）※ただし、償還金（利息分）については対象とできる
	他の補助金等の事業対象経費として計上される経費、処遇改善等加算及びチーム保育推進加算の実績として計上される人件費
	その他市長が対象経費として適切でないと判断するもの

別紙

交付率 A	交付基準額 B(⑧×A)
12%	0 円

公定価格算出内訳

	施設区分	単価区分	地域区分	定員		分園調整	処遇改善等加算 加算率		
				1号	2号・3号		加算率a	加算率b	合計
		当初	15/100			なし			0%
認定区分	定員区分	年齢区分	基本分単価 (※1)	基本分単価に係る 処遇改善等加算(※1)		分園調整	計 ①+②×③×100- (①+②×③×100)×④	高槻市民 在籍子ども数 (※2)	金額 (⑤×⑥)
				単価(※1)	加算率				
			① 円	② 円	③ %	④ %	⑤ 円	⑥ 人	⑦ 円
1号		4歳児以上			0%		0		0
		3歳児			0%		0		0
		満3歳児			0%		0		0
2号		4歳児以上			0%	0%	0		0
		3歳児			0%	0%	0		0
3号		1・2歳児			0%	0%	0		0
		乳児			0%	0%	0		0
							合計	0	⑧ 0

(※1) 1号認定子どもは教育標準時間認定、2号・3号認定子どもは保育標準時間認定の単価とする。

(※2) 当該年度の高槻市民の延べ在籍子ども数。ただし、1月から3月については、12月の延べ在籍子ども数をもって各月の延べ在籍子ども数として算出する。なお、1月以降の在籍子ども数の状況により特に必要と認める場合はこの限りでない。また、交付申請時は、申請月初日の在籍子ども数に申請月から年度末までの月数を乗じて得た人数とする。

公定価格は当該年度当初の単価により算出する。ただし、単価改正や年度内に複数の単価が設定される場合等はこの限りでない。なお、複数の単価が設定される場合は、それぞれの単価が適用される月毎の延べ在籍子ども数で算出する。